

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紅梅会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 役員等には次の報酬を支給する。

- (1) 理事長は、出勤1回につき日額2万5千円。
 - (2) その他の役員等は、日額1万5千円。
 - (3) 定款第21条による役員の報酬等の総額は、各年度の報酬の総額が450万円を超えない額とする。
- 2 役員等が職務のため出張した時は、法人旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給方法は、次の通りとする。

- (1) 理事長は、職員の給与支給日と同一日とする。
- (2) その他の役員等は、当該会議等に参加した都度支給する。
- (3) 報酬等は法令の定めるところにより、控除すべき金額を除いた金額を支給する。

(報酬等の支給)

第4条 報酬等の区分は次によるものとする。

- (1) 法人の会議等に参加したとき。
- (2) 理事長の委嘱により、指定された日、時に紅梅会に赴いて法人業務に携わるとき、又は法人以外の場所で開催される会議等に参加したとき。
- (3) その他理事長が必要であると認めたとき。

(適用除外)

第5条 本規程は、役員等で法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている者には適用しない。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃手続)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月15日より施行する。この規程の施行日をもって従前の「役員等の報酬に関する規程」は廃止する。